

参 考

【根拠法令】

大津市浜大津公共広場条例

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

【基準法令】

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則

第5条 条例第9条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき。
- (2) 公益上の目的のための行為をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。